

医療法人浩然会 指宿訪問看護ステーション
指定訪問看護ステーション事業・指定予防訪問看護ステーション事業 運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人浩然会が開設する指宿訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護ステーション事業及び指定介護予防訪問看護ステーション事業（以下「事業等」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従事者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域・保健・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業等の名称)

第3条 事業等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人浩然会 指宿訪問看護ステーション
- (2) 所在地 鹿児島県指宿市十町1159番3

(職員の職種、員数、及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名
管理者は、ステーションの従事者の管理及び指定訪問看護等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- (2) 看護師等 看護師・准看護師 2.5人以上

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月14日、15日、12月30日の午後から1月3日までを除くが、この限りではなく相談に応じる。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
ただし、土曜日は午前8時30分から午前12時30分までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護等の内容)

第6条 指定訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・入浴・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話

- (4) 褥創の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置
- (11) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携

ステーションは、利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携を行う。

- 2 ステーションは、連携する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との契約に基づき、当該連携指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所へ、次の各号に掲げる事項について、必要な協力を行う。
 - (1) アセスメントの作成
 - (2) 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
 - (3) 介護・医療連携推進会議への参加
 - (4) その他事業の提供に当たって必要な指導及び助言

(利用料金等)

第7条 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保健負担割合証に記載された割合の額とする。

(※厚生労働大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示すること)

- 2 次条の通常の事業等で実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の金額を徴収する。
 - (1) ステーションから、片道おおむね20Km未満 利用料に含まれる
 - (2) ステーションから、片道おおむね20Km以上 片道100円
- 3 死後の処置料は、10,000円とする。
- 4 前二項の費用の支払を受ける場合には、利用者又は、その家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業等の実施地域)

第8条 通常の事業等の実施地域は、指宿市、鹿児島市喜入町地区、南九州市穎娃町の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書・介護予防訪問看護報告書の作成)

第10条 訪問看護師等は指定訪問看護等の実施にあたり、利用者ごとに訪問看護計画書・介護予防訪問看護計

画書及び訪問看護報告書・介護予防訪問看護報告書を作成し、定期的に主治医に提出する。

(秘密保持等)

第11条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第12条 提供した訪問看護に係る利用者及びその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、相談窓口、苦情処理の体制を整えることとし、その窓口はステーションの管理者とする。又、各市町村の介護保険係、県、国保連合会などの連絡先を利用者及びその家族に対して事前に説明し、見やすい場所に掲示するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 サービス提供中に事故が発生した場合には、利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に早急に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。または、利用者に対して当事業所の訪問看護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業者はサービス担当会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、あらかじめ文書により、得ておく。

2 事業者は個人情報保護に関する法令等を遵守するよう努める。

(記録の整備)

第15条 事業者は、従業者、施設及び設備構造並びに会計に関する諸記録を整備する。

2 事業者は、訪問看護計画等、提供した具体的なサービスの内容等、その他の利用者に対する指定訪問看護ステーション等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する話し合いを定期的で開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定)

第17条 感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定訪問看護の提供を受けられるよう、事業継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理等)

第18条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(身体拘束等)

第19条 事業所は身体拘束については基本的には行いません。

但し、身体に危険を及ぼす場合は、ご家族、主治医、介護支援専門員等と相談の上、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない対応の状況等を記録することとする。

(ハラスメントに関する事項)

第20条 下記(1)から(4)の行為が見受けられた際にはサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない時は、契約を解除する場合があることとする。

- (1) 物理的・身体的なハラスメント(物を投げつける・叩く・殴る・蹴る等)
- (2) 精神的な暴力ハラスメント(怒鳴る・大声や奇声を発する・特定の職員に嫌がらせをする等)
- (3) 性的な暴力ハラスメント(身体を触る・性的な内容の発言をする・ストーカー行為等)
- (4) カスタマーハラスメント(契約以外の無理難題の要求等)

(その他の運営についての留意事項)

第21条 ステーションは、看護師等の質的向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 この規程に定める事項以外、運営に関する重要事項は、医療法人とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する

この改定規程は、平成14年2月1日から施行する。

この改定規程は、平成19年11月26日から施行する。

この改定規程は、平成23年9月1日から施行する。

この改定規程は、平成25年2月1日から施行する。

この改定規程は、平成25年4月1日から施行する。

この改定規程は、平成29年11月1日から施行する。

この改定規程は、令和3年6月29日から施行する。

この改定規程は、令和3年9月28日から施行する。

この改定規定は、令和7年3月21日から施行する。